

西東京市告示第75号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条第1項の規定に基づく屋根の構造制限区域は、西東京市の区域のうち、防火地域又は準防火地域の指定のある区域を除く区域とする。

平成29年4月1日

西東京市長 丸山浩一